解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二日

横浜市南区宮元町一丁目一一番地落合ビル三〇二号

特定非営利活動法人地球環境保全を考える会

清算人　落合　裕介

申出先　横浜市中区弁天通三丁目三九番地七〇二号室

清算人代理人弁護士　杉崎　明

同　松嶋　未玲

第十期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	四、九三一
固定資産	四九九、三五一
合計	五〇四、二八二

負債及び純資産の部

流動負債	一、三三〇
固定負債	四九二、七六二
株主資本	一〇、一九〇
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一九〇
（うち当期純利益）	（四、三五三）
合計	五〇四、二八二

平成二十一年六月十七日

愛知県瀬戸市山脇町七番地

尾張瀬戸駅整備株式会社

代表取締役社長　安藤　和史

配当公告

広島県府中市高木町二八一番地八、開始決定時の住所広島県府中市中須町八二一番地の二

破産者

舛元仁平税理士事務所こと　舛元　仁平

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十年（フ）第二三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇七、九八四、七六七円

一、配当することのできる金額

金一二、二二八、九四二円

平成二十一年七月二日

広島県福山市三吉町四丁目一番一―二〇五号

破産管財人　内林　誠之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市篠ノ井東福寺一六四九番地二号、最後の住所東京都八王子市美山町一四六三番地美山苑　被相続人　亡　宮本ミサヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目一六番二八―七〇六号　相続財産管理人　松本　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市中恩田五六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　武田　和良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

埼玉県熊谷市筑波二丁目一三番地加賀崎ビル二階一号波多野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　波多野孝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区水元二丁目一番、最後の住所東京都葛飾区水元二丁目一番三―三〇三号

被相続人　亡　種吉　正秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

事務所東京都千代田区九段北四丁目一番三号飛栄九段北ビル一〇階ＬＭ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市与倉九二四番地、最後の住所東京都羽村市神明台三丁目二九番地一ライオンズガーデン羽村六一一

被相続人　亡　岩澤　誠一

平成二十一年七月二日

神奈川県小田原市中村原四八七番地の五

相続財産管理人　石井久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区新栄三丁目一四番、最後の住所名古屋市中区新栄三丁目一四番六号三旺マンション第二新栄二〇六号

被相続人　亡　蓮子　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

名古屋市中区丸の内三―五―三三有楽ビル二階春馬・野口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県熊野市木本町三四〇番地、最後の住所三重県鈴鹿市旭が丘二丁目八番一〇号

被相続人　亡　上地　勝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

三重県津市丸之内養正町四番地一　森永三重ビル四階

相続財産管理人　弁護士　増井　瑞穂

平成二十一年七月二日

広島県福山市三吉町四丁目一番一―二〇五号

破産管財人　内林　誠之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市篠ノ井東福寺一六四九番地二号、最後の住所東京都八王子市美山町一四六三番地美山苑　被相続人　亡　宮本ミサヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目一六番二八―七〇六号　相続財産管理人　松本　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市中恩田五六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　武田　和良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

埼玉県熊谷市筑波二丁目一三番地加賀崎ビル二階一号波多野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　波多野孝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区水元二丁目一番、最後の住所東京都葛飾区水元二丁目一番三―三〇三号

被相続人　亡　種吉　正秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

事務所東京都千代田区九段北四丁目一番三号飛栄九段北ビル一〇階ＬＭ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市与倉九二四番地、最後の住所東京都羽村市神明台三丁目二九番地一ライオンズガーデン羽村六一一

被相続人　亡　岩澤　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号ウェルシャン池袋二〇七号室

相続財産管理人　弁護士　杉田　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東新小岩三丁目一九番地、最後の住所東京都葛飾区東新小岩三丁目六番七号　被相続人　亡　中澤喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

東京都墨田区江東橋五丁目八番二―八〇二号グランドメゾン錦糸町

相続財産管理人　弁護士　多田　周弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東新小岩三丁目一九番地、最後の住所東京都葛飾区東新小岩三丁目六番七号　被相続人　亡　中澤喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号ウェルシャン池袋二〇七号室

相続財産管理人　弁護士　杉田　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区青戸三丁目一九六番地、最後の住所東京都葛飾区青戸三丁目二一番四号

被相続人　亡　加藤　公康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二日

東京都文京区千駄木二丁目一〇番六号

相続財産管理人　弁護士　田中その子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町岡田四丁目一五六八番地、最後の住所神奈川県秦野市南矢名二丁目一二番一号　被相続人　亡　鈴木　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第５期決算公告

平成21年7月2日

千葉県柏市新十余二11番地

柏環境テクノロジー株式会社

代表取締役　齋藤　実

貸借対照表の要旨

（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	116,683
	固定資産	1,213
	合計	117,896
負債及び純資産の部	流動負債	68,225
	固定負債	2,840
	株主資本	46,831
	資本金	20,000
	利益剰余金	26,831
	その他利益剰余金	26,831
	（うち当期純利益）	(3,754)
	合計	117,896